



入間市との合併の市民意思は

住民投票で決定!!

12月定例会

平成16年12月定例会が12月1日から16日まで開催されました。この定例会では、市民から制定請求があった入間市との合併に関する住民投票条例の審議を行いました。その結果、条例案を一部修正したうえで可決しました。

このほかの議案については、すべて原案のとおり可決しました。また、一般質問では14名が登壇し、市政全般について質問しました。

議案審議（本会議）

平成16年12月定例会に提出された議案、本会議での質疑及び審議結果については、次のとおりです。

議案97 狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 **（原案可決）**

Q 調整手当の算定方法は、給料、扶養手当及び管理職

手当の合計額に支給割合を乗じて算定しています。

Q 調整手当引き下げの対象職員は、

A 一般職の職員全員が対象になります。

Q 調整手当の支給割合を10パーセントから9パーセントに引き下げることで、人件費の年間削減額は、

A 約7500万円の削減を見込んでいます。

Q 調整手当引き下げに際して、職員組合との協議は、

A て、職員組合との協議は、交渉を重ね、既に妥結しています。

Q 今後の調整手当引き下げは、

A 段階的に支給割合を引き下げ、最終的には5パーセントまで引き下げたいと考えます。

議案98 狭山市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例 **（原案可決）**

Q 4歳から小学校就学前の幼児の通院にかかる医療費の自己



乳幼児医療費の自己負担廃止

0.24万円の収入を見込んでいます。

Q 平成15年度決算額と比較すると補正後の人件費予算額は、

A 約2005万円の増になっています。

Q 市民税管理プログラム作成委託料の適正な額の算定方法は、

A 過去の委託料等を検討し、適正な額で契約したいと考えます。

Q 中小企業事業資金融資保証料の補助実績と商工業開発資金の貸し付け実績は、

A 平成15年度実績で保証料補助は135件、約1714万円、貸し付け実績は一般小口205件と増加傾向にあります。

追加議案

議案110 狭山市が入間市と合併することの是非を住民投票に付するための条例 (修正可決)

この議案については、直接請求に基づいて提出された原案に対して、奥富喜康議員ほか5議員から修正案が提出されました。よって、質疑は原案に対するものと修正案に対するものに分けて掲載します。

同様な資格を持つ市民です。

Q 20歳未満や永住外国人の市民には投票資格はないという解釈でいいですか。

A この条例案では、20歳以上の日本国籍を有する市民となっています。

Q 「住民の投票運動は、自由とする。」とは。

A 公職選挙法による規制を受けずに、自由に行えるということです。

Q 投票運動の自由とは、その方法や時間に規制がないということですか。

A この条例案では、投票運動は24時間可能であり、ポスター、ちらしについても枚数、記載内容等の規制がありません。

Q 投票運動で、買収が発覚した場合。

A 刑法等の規定が適用されるものと考えます。

Q 投票場所の数と期日前投票を行う場所は、

A 投票場所は公職選挙法に基づいた31投票所の中で設けられ、期日前投票は市役所で行われるものと考えます。

Q 「市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。」とは、賛成、反対の得票数が多い方を市長の考えにするということですか。

見込んでいます。

議案101 平成16年度狭山市一般会計補正予算(第3号) (原案可決)

Q 三位一体改革に伴い、一般財源化されたものは、

A 保育所運営費負担金、児童手当施行事務委託金などがあります。

Q 三位一体改革による平成16年度予算への影響額は、

A 国庫・県支出金の削減等、合計約2億5628万円に対し、所得譲与税として約2億7

負担を廃止することで、平成17年度の予算措置は、

A 新年度予算では約2800万円増を見込んでいます。

議案99 埼玉県市町村職員退職手当組合の規約変更について (原案可決)

議案100 埼玉西部広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更について (原案可決)

Q 名栗村がなくなることで、広域飯能斎場の運営費負担は、年間30万円程度の負担増を



住民投票条例の修正案を可決

～原案・修正案の相違点～

項目	原案	可決された修正案
投票の実施	条例施行日から30日以内	条例施行日から50日以内
投票の執行	市長が執行	市長が執行するが、執行に関する事務を選挙管理委員会に委任
投票資格者	狭山市に住所を有する年齢満20歳以上の日本国民	狭山市に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民
投票選択肢	賛成、反対	賛成、反対、どちらとも言えない
投票結果の尊重	市長は投票結果を尊重しなければならない	市長は投票結果を尊重しなければならない。ただし、「どちらとも言えない」の票は賛成、反対の票のいずれにも加算しない。

A 住民投票の結果は、市民の意思として重く受け止めなければならぬと解釈しています。
Q 投票率が低くても、その結果を尊重するのですか。
A 投票率向上のため、啓発活動を実施していきますが、この条例案には投票率に関する規定はないため、たとえ投票率が低くても、その投票結果を尊重す

ることになると考えます。
Q 住民投票では投票会場まで足を運ばなければなりません。足や体の不自由な方々にとっては、郵送によるアンケート方式の方が意思表示しやすいのでは。
A 指定の病院等では不在者投票ができるという公職選挙法に規定された制度を準用するこ

とによつても対応可能と考えます。
Q 住民投票の実施に要する費用の見込み額は。
A 4100万円程度を見込んでいます。
△修正案に対する質疑▽
Q 「どちらとも言えない」の票は賛成の票にも、反対の票に

も加算しないということはいですか。
A その通りであります。
Q 市長が投票結果から市民の意思を判断しようとする際にも、「どちらとも言えない」の票は尊重されないということですか。
A 市長が判断すべきことと考えます。

修正案に対する賛成討論
 吉池 美耶子 議員
 磯野 和夫 議員
 高橋ブラクソン久美子議員
議員提出議案
議員提出議案7 平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書の提出について (原案可決)
議員提出議案8 北方領土返還要求に関する決議について (原案可決)

Q 「どちらとも言えない」の票の扱いを、修正案提出者としてどのように考えますか。
A それも市民の意思の現れであると考えます。
 修正案に対する反対討論
 広森 すみ子 議員
 提出議員 奥 富 喜 康

ほかの議案は原案のとおり可決

- 議案102 平成16年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案103 平成16年度狭山市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案104 平成16年度狭山市計画事業上広瀬土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案105 平成16年度狭山市都市計画事業狭山市駅東口土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案106 平成16年度狭山市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案107 市道の路線の認定について(入間川地区内)
- 議案108 市道の路線の認定について(入間川地区内)
- 議案109 市道の路線の認定について(堀兼地区内)
- 議案111 平成16年度狭山市一般会計補正予算(第4号)